
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **減損の定めの対象に関する検討 (IFRS 第 9 号第 5.5.1 項)**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損について IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)における減損の定めのうち、予想信用損失モデルの対象を定めている IFRS 第 9 号第 5.5.1 項の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)への取入れ方の方向性に関して事務局が行った検討をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 535 回企業会計基準委員会 (2024 年 10 月 29 日開催) 及び第 227 回金融商品専門委員会 (2024 年 10 月 24 日開催) (以下合わせて「第 535 回企業会計基準委員会等」という。)では、減損に関する基準体系について次の事務局提案を行い、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損に係る定めのうち、基準に相当すると判断された内容については金融商品会計基準において定め、残りについては新たに開発する適用指針 (以下「新適用指針」という。)にて定める。その際、現行の金融商品会計基準、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」で関連する定め等は削除又は修正する。
 - (2) 金融商品会計基準に取り込む際には、基準本文 (IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項) における定めのうち、ハイレベルな内容に絞り込んだうえで取り込む。国際的な比較可能性の確保の観点からは、基準レベルで取り込む内容は原則として IFRS 第 9 号と同一の内容とする。
 - (3) 基準本文 (IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項) における定めのうち金融商品会計基準に取り込まなかったものは、取込みの要否及び表現の見直しを検討したうえで、IFRS 第 9 号付録 B 適用指針 (IFRS 第 9 号 B5.5.1 項から B5.5.55

項) と合わせて新適用指針に取り込む。

3. 前項の基準体系を前提として、第 535 回企業会計基準委員会等では、今後の審議の進め方について次の事務局提案を行い、特段の異論は聞かれなかった。

(1) IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項の個々の定めについて検討を行い、取込みの要否及び表現を見直したうえで、ステップ 2 として金融商品会計基準に取り込む内容、新適用指針に取り込む内容及びいずれにも取り込まない内容を峻別する。

4. 前項を踏まえ、本専門委員会から IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項の個々の定めについて検討を開始する。本資料では、IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.20 項のうち、予想信用損失モデルの対象を定めている IFRS 第 9 号第 5.5.1 項の金融商品会計基準への取入れ方の方向性について検討を行う。

II. ASBJ 事務局による分析及び提案

IFRS 第 9 号第 5.5.1 項の定めに関する分析及び金融商品会計基準への取入れ方の検討

5. IFRS 第 9 号第 5.5.1 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 9 号の日本語訳
5.5.1	企業は、4.1.2 項又は 4.1.2A 項に従って測定される金融資産、リース債権、契約資産又は 2.1 項(g)、4.2.1 項(c)又は 4.2.1 項(d)に従って減損の要求事項が適用されるローン・コミットメント及び金融保証契約に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。

6. 当該定めは、予想信用損失モデルの対象となる金融商品を定めていると考えられる。ここでは、次の金融商品について予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならないとしている。

(1) (企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて) 償却原価で測定する金融資産に分類される金融資産 (第 4.1.2 項) 及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類される金融資産 (第 4.1.2A 項)

- (2) リース債権
 - (3) 契約資産
 - (4) ローン・コミットメント
 - (5) 金融保証契約
7. IFRS 第9号第5.5.1項の金融商品会計基準への取入れ方を検討するにあたり、現行の日本基準を確認すると、金融商品会計基準は、金融商品の種類別に貸借対照表価額を定めており、金融商品の種類別に、貸倒引当金を控除した金額とする又は減損処理することを定めている。このようにIFRSと日本基準で金融商品の分類が異なるため、IFRS第9号第5.5.1項をそのまま取り入れることはできず、日本基準の分類をベースとして、金融商品の種類別に、予想信用損失モデルの対象となる金融資産について予想信用損失モデルの対象とする旨を記載することが考えられる。
 8. また、現行の金融商品会計基準は本資料第6項(2)から(5)の金融商品に関する取扱いを定めておらず、その代わりに、金融商品実務指針や他の会計基準において定めを設けている。ここで、予想信用損失モデルの対象となるかどうかは重要な事項と考えられるため、会計基準レベルで定めるべきと考えられる。このため、本資料第6項(2)から(5)の金融商品について、予想信用損失モデルの対象となることを追加して記載することを検討する必要があると考えられる。
 9. 上述の考察を踏まえ、次項以降においては、本資料第6項に記載したそれぞれの金融商品に関して、金融商品会計基準への取入れ方について検討を行う。

個々のIFRSの定め金融商品会計基準等への取入れ方の検討

(第4.1.2項又は第4.1.2A項に従って測定される金融資産)

IFRSの定め

10. IFRS第9号第4.1.2項又は第4.1.2A項に従って測定される金融資産とは、償却原価で測定する金融資産(第4.1.2項)とその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産(第4.1.2A項)である。IFRS第9号において、これらは金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づき分類及び測定が決定され、その結果、第4.1.2項又は第4.1.2A項に従って測定される金融資産と判断されたものについては、予想信用損失を認識する対象とされる。

分析

11. 現在進めている減損プロジェクトにおいては、現行の日本基準の分類及び測定の設定を基礎として、必要な範囲で分類及び測定の見直しを行い、予想信用損失モデルの対象を決めることとしている。このように IFRS と日本基準で金融商品の分類が一致していないため、IFRS 第 9 号第 4.1.2 項又は第 4.1.2A 項に従って測定される金融資産と全く同一の範囲を検討することはできないが、次項以降では、一定程度関連があると考えられる債権（金融商品会計基準第 14 項）及び満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券（金融商品会計基準第 16 項及び第 18 項）について検討を行うこととする。
12. まず、債権について、金融商品会計基準第 14 項は、「受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。」としている。これまでの審議においては、受取手形、売掛金、貸付金及びその他の債権を予想信用損失モデルの対象とすることについて異論は聞かれていないことから、これらの債権について予想信用損失モデルの対象とする旨を金融商品会計基準に記載することが考えられる。
13. 前項の対応を行うにあたり、予想信用損失モデルを採用していることを明示するために、「貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金」という用語を「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」に置き換えることが考えられる。（当該置換えは、該当する場合、本資料第 17 項以降で検討する金融商品にも適用する。）
14. なお、貸付金について、実効金利法に基づく償却原価を原則としつつ、ステップ 4 では実効金利に代えて約定金利を用いることができるオプションを設けることを提案していることを踏まえると、金融商品会計基準第 14 項の「取得価額」を「償却原価」に置き換えて、「償却原価」を原則的な測定方法とするかという論点がある。この点については、金融商品の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号の定めを取入れ方と関連すると考えられるため、その際にあわせて検討を行うこととする。
15. 次に、満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券については、予想信用損失モデルの対象とするかについて検討が継続しており、現時点では結論が出ていない。このため、満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券については、予想信用損失モデルの対象とするかの結論が出た後、金融商品会計基準への取入れ方について検討することが考えられる。

事務局提案

16. 債権及び満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券については、次のとおり対応することが考えられるがどうか。
 - (1) 金融商品会計基準第 14 項における「貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引

当金」という用語を「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」に置き換える。

- (2) 償却原価を貸付金の原則的な測定方法とするかどうかについては、金融商品の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号の定めを取入れ方を検討する際にあわせて検討を行う。
- (3) 満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券については、予想信用損失モデルの対象とするかの結論が出た後、金融商品会計基準への取入れ方について検討する。

(リース債権)

IFRS の定め

17. IFRS においては、IFRS 第 9 号第 2.1 項(b)(i)により、貸手が認識したファイナンス・リース債権（すなわち、正味ファイナンス・リース未回収額）及びオペレーティング・リース債権が減損の要求事項の対象とされている。また、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）において、IFRS 第 9 号の減損の要求事項を貸手が認識したファイナンス・リースの正味リース投資未回収額に適用することが定められているが、オペレーティング・リース債権についての定めは明示されていない。
18. これに加え、IFRS 第 9 号第 5.5.15 項は、「5.5.3 項及び 5.5.5 項にかかわらず、企業は、下記については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。」としたうえで、「(b) IFRS 第 16 号の範囲に含まれる取引から生じたリース債権（企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを選択している場合）。この会計方針は、こうしたリース債権のすべてに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に区別して適用することができる。」としている。

分析

19. 現行の金融商品会計基準では、リース債権等に関する取扱いは明示されていない。一方、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）は、結論の背景（BC57 項）において、「リース債権は金融商品と考えられ、また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、金融商品的な性格を有すると考えられる。」としたうえで、「これらについては、貸倒見積高の算定等において、企業会計基準第 10 号『金融商品会計に関する』

る会計基準』の定めに従う。」としている。

20. リース会計基準に従った場合、貸手においては次の2つの資産が発生すると考えられるため、それぞれの取扱いについて検討する。

(1) リース債権

(2) リース投資資産

リース債権

21. 本資料第19項に記載のとおり、現行の金融商品会計基準では、リース債権に関する取扱いは明示されていない。ここで、本資料第8項に記載のとおり、予想信用損失モデルの対象となるかどうかは重要な事項として会計基準レベルで定めるべきと考える場合、リース債権については金融商品と考えられることから、金融商品会計基準においてリース債権について予想信用損失モデルの対象となる旨を記載することが考えられる。

22. また、本資料第18項に記載のとおり、IFRS第9号では、リース債権について常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定するオプションを設けており、審議事項(3)-4では当該定めを金融商品会計基準に取り入れることを提案している。この観点からも、金融商品会計基準において、リース債権について明示しておく必要があると考えられる。

リース投資資産

23. リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、リース会計基準において金融商品的な性格を有すると考えられるとされているが、金融商品そのものではないため、金融商品会計基準には取り込まず、リース会計基準における現状の記載を必要に応じて見直すことが考えられる。このため、特段の追加的な対応は不要と考えられる。

事務局提案

24. リース債権については、次のとおり対応することが考えられるがどうか。

(1) 金融商品会計基準において、リース債権について明示したうえで予想信用損失モデルの対象となる旨を記載する。

(2) リース投資資産については、金融商品会計基準には取り込まず、リース会計基準における現状の記載を必要に応じて見直す。

(契約資産)

IFRS の定め

25. IFRS 第 9 号第 5.5.1 項において契約資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識することが求められていることに加えて、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）第 107 項は、「契約資産の減損、測定、表示及び開示は、IFRS 第 9 号の範囲に含まれる金融資産と同じ基礎で行わなければならない。」としている。

分析

26. 企業会計基準第 29 号「収益に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）第 77 項は、契約資産の会計処理に関して、「本会計基準に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する。」としている。ここでは、「準じて」としているとおおり、契約資産が金銭債権に該当するとして取り扱っていないと考えられる。
27. この点に関連して、収益認識会計基準第 150-3 項は、本資料第 25 項に記載した IFRS 第 15 号の取扱いを紹介したうえで、次の考え方を示している。
- (1) 収益認識会計基準においても契約資産が金銭債権に該当するか否かについて言及しないことにより、IFRS 第 15 号が必ずしも言及していない契約資産の性質について、収益認識会計基準において金銭債権とすることにより発生し得る意図しない帰結を回避することが可能となるものと考えられる。
 - (2) 契約資産とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の無条件ではない権利であり（収益認識会計基準第 10 項参照）、無条件の権利である顧客との契約から生じた債権（収益認識会計基準第 12 項参照）とは性質が異なる。
28. このように契約資産は金銭債権と異なるものとして取り扱っていることから、金融商品会計基準において契約資産に関する定めを設けて予想信用損失モデルの対象とする旨を記載するのではなく、収益認識会計基準における契約資産の会計処理は金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する旨を残すことが考えられる。このため、追加的な対応は不要と考えられる。

事務局提案

29. 契約資産に関する取扱いは金融商品会計基準に含めず、現行の日本基準のとおり、契約資産の会計処理は金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する旨を収益認識会計基準において定めることが考えられるがどうか。

(第2.1項(g)、第4.2.1項(c)又は第4.2.1項(d)に従って減損の要求事項が適用されるローン・コミットメント及び金融保証契約)

IFRSの定め

30. IFRS 第9号第5.5.1項において、ローン・コミットメント及び金融保証契約に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識することが求められている。

分析

31. ローン・コミットメントについては、現行の日本基準では、金融商品会計基準では定めがなく、金融商品実務指針において、ローン・コミットメントに相当する用語として「当座貸越契約及び貸出コミットメント」が用いられている。当座貸越契約及び貸出コミットメントについては、金融商品実務指針において次の定めが設けられているものの、貸倒引当金の計上を求める定めは明確に設けられていない¹。

(1) 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約であり、金融商品会計基準の対象である。（金融商品実務指針第19項）

(2) 当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

コミットメント・フィーは、期末には発生主義に基づき、当期に対応する部分を受取手数料又は支払手数料として収益又は費用に計上する。（金融商品実務指針第139項）

32. 次に、金融保証契約については、金融商品会計基準においては定めがなく、金融商品実務指針において次の定めが設けられている。

(1) 債務保証契約（信用状による与信を含む。）は、金融商品であり、金融商品会計基準の対象である。（金融商品実務指針第15項）

(2) 債務保証については、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行わず、監査・保証実務委員会実務指針第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「実務

¹ 銀行等金融機関においては、旧金融検査マニュアルにおいて、信用リスクの管理上、ローン・コミットメントなどのオフバランス項目についても原則として自己査定を行い、債権と同様の方法により分類したうえで、発生の可能性が高い将来の偶発損失等を有する場合には、合理的に見積もられた将来負担すると見込まれる額を損失見込額としてその他の偶発損失引当金として計上することを要求していることから、実務上、引当金を設定する実務も存在すると考えられる。

指針第 61 号」という。) によって処理する。保証料は、受取保証料又は支払保証料として収益又は費用に計上し、期末には発生主義に基づき未収若しくは前受け又は未払若しくは前払を計上する。(金融商品実務指針第 137 項)

33. これに関連して、実務指針第 61 号は、債務保証引当金の会計処理及び表示を定めており、損失の発生の可能性の程度に応じて次のとおり取り扱うとしている。

損失の発生の可能性の程度	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
高い場合	・ 債務保証損失引当金を計上する。	・ 債務保証の金額を注記する。 ・ 損失発生の可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
ある程度予想される場合	・ 債務保証の金額を注記する。 ・ 損失発生のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。	・ 債務保証の金額を注記する。 ・ 損失発生のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
低い場合	・ 債務保証の金額を注記する。	・ 債務保証の金額を注記する。

34. ここで、IFRS 第 9 号第 5.5.1 項の定めを取り入れるにあたり、本資料第 8 項に記載のとおり、予想信用損失モデルの対象となるかどうかは重要な事項として会計基準レベルで定めるべきと考える場合、金融商品会計基準にローン・コミットメント及び金融保証契約を取り入れ、予想信用損失モデルの対象とする旨を記載することが考えられる。

35. また、本資料第 2 項(2)に記載のとおり、金融商品会計基準に取り込む際にはハイレベルな内容に絞り込んだうえで取り込むとしていることから、詳細な取扱いは、新適用指針において定める又は金融商品実務指針を削除又は修正することが考えられる。さらに、これに合わせて、実務指針第 61 号における債務保証損失引当金の会計処理及び表示に関する定めについて削除するように日本公認会計士協会に依頼することが考えられる。

事務局提案

36. ローン・コミットメント及び金融保証契約については、次のとおり対応することが考えられるかどうか。

- (1) 金融商品会計基準にローン・コミットメント及び金融保証契約を取り入れ、予想信用損失モデルの対象とする旨を記載する。
- (2) ローン・コミットメント及び金融保証契約に係る詳細な取扱いは、新適用指針において定める又は金融商品実務指針を削除又は修正する。
- (3) 実務指針第 61 号における債務保証引当金の会計処理及び表示に関する定めについて削除するように日本公認会計士協会に依頼する。

ディスカッション・ポイント

本資料第 5 項から第 36 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上